

告示

埼玉県告示第百三十三号

平成十三年埼玉県告示第百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について）の一部を次のように改正し、令和元年十月十二日から適用する。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

第二条第一号ハ中「三百二十円」を「三百三十円」に改め、同号ニ中「生活」を「避難生活」に改め、同号ホ中「生活」を「避難生活」に、「に避難」を「で避難生活」に改め、同条第二号中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同号イ中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同号イ(2)中「五百六十一万円」を「五百七十一万四千元」に改め、同号ロ中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改める。

第三条第一号ハ中「千四百十円」を「千六十円」に改める。

第四条第三号イ中「一万八千五百円」を「一万八千八百円」に、「三万六百元」を「三万二千二百円」に、「二万三千八百円」を「二万四千二百円」に、「三万九千七百元」を「四万四百円」に、「三万五千百元」を「三万五千八百円」に、「五千二百円」を「五万六千二百円」に、「四万二千元」を「四万二千八百円」に、「六万四千五百円」を「六万五千七百円」に、「五万三千二百円」を「五万四千二百円」に、「八万二千二百円」を「八万二千七百円」に、「七千八百円」を「七千九百円」に、「一万二千二百円」を「一万四千四百円」に改め、同号ロ中「六千元」を「六千百元」に、「九千八百円」を「一万円」に、「八千百元」を「八千三百円」に、「一万二千八百円」を「一万三千円」に、「一万二千二百円」を「一万二千四百円」に、「一万八千四百円」を「一万五千百元」に、「二万五千五百円」を「二万九千九百元」に、「一万八千七百円」を「一万九千九百元」に、「二万七千七百円」を「二万七千六百元」に、「三千五百円」を「三千六百元」に改める。

第七条第一号中「若しくは半焼し」を「半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け」に改め、同条第二号中「五十八万四千元」を「次に掲げる額」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千元

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円

第九条第三号ロ(1)中「四千四百円」を「四千五百円」に改め、同号ロ(2)中「四千七百元」を「四千八百円」に改め、同号ロ(3)中「五千百元」を「五千二百円」に改

める。

第十条第三号中「二十一万千三百円」を「二十一万五千二百円」に、「十六万八千九百円」を「十七万二千円」に改める。

第十一条第二号ニ(1)中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同号ニ(2)中「五千三百円」を「五千四百円」に改める。

第十二条第二号中「十三万五千四百円」を「十三万七千九百円」に改める。

第十四条第一号イ(1)中「二万二千三百円」を「二万五千五百円」に改め、同号イ(2)中「一万五千二百円」を「一万五千五百円」に改め、同号イ(3)中「一万五千四百円」を「一万五千五百円」に改め、同号イ(4)中「一万五千三百円」を「一万五千元」に改め、同号イ(5)中「一万四千六百円」を「一万四千七百円」に改め、同号イ(6)中「二万四千七百円」を「二万五千三百円」に改め、同号イ(7)中「二万五千九百円」を「二万六千五百円」に改め、同号イ(8)中「二万五千八百円」を「二万六千四百円」に改める。